

〔通所リハビリ利用料〕

大規模通所リハビリテーション費Ⅰ（1日あたり） ※1割負担概算

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	352円	386円	416円	448円	480円
2時間以上3時間未満	368円	427円	488円	547円	608円
3時間以上4時間未満	476円	558円	639円	742円	846円
4時間以上5時間未満	543円	635円	726円	843円	961円
5時間以上6時間未満	606円	724円	841円	980円	1,115円
6時間以上7時間未満	708円	846円	983円	1,142円	1,301円

入浴介助加算	55円：入浴された場合に算定
短期集中個別リハ加算	120円：短期集中リハを実施時
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	260円：認知症の利用者に短期集中リハを実施時 1日1回算定
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ）	2,080円：認知症の利用者に短期集中リハを実施時 1月1回算定
生活行為向上リハビリ実施加算	2,166円：生活行為向上リハを実施時(開始日から3月以内) 1月1回算定 1,083円：生活行為向上リハを実施時(開始日から3月超え6月以内) 1月1回算定
リハビリマネジメント加算（Ⅰ）	358円：リハビリテーションマネジメントを実施時 月1回算定
リハビリマネジメント加算（Ⅱ）	921円：リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月以内) 月1回算定 574円：リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月超え) 月1回算定
栄養改善加算	163円：栄養改善サービスを提供した場合（1月2回まで）
栄養スクリーニング加算	6円：栄養状態について情報提供を行った場合/回
口腔機能向上加算	163円：口腔機能向上リハ実施の場合（1月2回まで）
若年性認知症受入加算	65円：若年性認知症の方にサービス提供した場合/日
中重度ケア体制加算	22円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
社会参加支援加算	13円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
重度療養管理加算	109円：重度の療養管理を行った場合（要介護度3・4・5に限る）/日
理学療法士等体制強化加算	33円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	13円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	47/1000：請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	17/1000：請求金額に加算されます

介護予防通所リハビリテーション費（1ヶ月あたり） ※1割負担概算

	要支援1	要支援2
月額料金	1,864円	3,936円

リハビリマネジメント加算	358円： リハビリテーションマネジメントを実施時 月1回算定
生活行為向上リハビリ実施加算	975円： 厚生労働大臣が定める基準に適合(開始日から6月以内) 月1回算定 488円： 厚生労働大臣が定める基準に適合(開始日から6月超え) 月1回算定
運動機能向上加算	244円： 運動機能向上サービスを実施した場合算定
栄養改善加算	163円： 栄養改善サービスを提供した場合（1月2回まで）
栄養スクリーニング加算	6円： 栄養状態について情報提供を行った場合/回
口腔機能向上加算	163円： 口腔機能向上リハ実施の場合（1月2回まで）
介護職員処遇改善加算（I）	47/1000： 請求金額に加算されます

利 用 料（1日あたり） ※1割負担概算

教養娯楽費A	100円： レクリエーション等の費用（全てに参加）
教養娯楽費	実費： レクリエーション等の費用
食費	700円： 昼食を取られた場合（おやつ代含む）
おむつ代	100円： パンツタイプ/枚 100円： パット/枚

* 消費税の取扱い・・・料金は非課税の扱いとなります